

堺市公報 第103号	令和2年1月10日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

【環境局環境保全部環境対策課】 2

<告示>

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について

【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 3

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について

【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 4

- 道路法に基づく市道路線の認定について

【建設局土木部路政課】 5

- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】 7

<公告>

- 堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の指定管理者の指定について

【文化観光局観光部観光推進課】 9

- 堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の臨時休館日について

【文化観光局観光部観光推進課】 9

- 堺市原池公園野球場の指定管理者の指定について

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】 10

- 堺市家原大池体育館等の指定管理者の指定について

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】 11

- 堺市立鴨谷体育館等の指定管理者の指定について

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】 12

- 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの指定管理者の指定について

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】 13

- 堺市立東文化会館の指定管理者の指定について

【文化観光局文化部文化課】	14
○堺市立西文化会館の指定管理者の指定について	
【文化観光局文化部文化課】	14
○堺市立梅文化会館の指定管理者の指定について	
【文化観光局文化部文化課】	15
○堺市立美原文化会館の指定管理者の指定について	
【文化観光局文化部文化課】	15
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	16
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	16
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○堺市都市緑化センターの臨時休館日について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	18
<教育委員会公告>	
○堺市教育文化センターの指定管理者の指定について	
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】	19
○堺市立みはら歴史博物館の指定管理者の指定について	
【文化観光局博物館みはら歴史博物館】	20

規則

堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第1号

堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年規則第97号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「申請をします」を「申請します」に改める。

様式第9号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

様式第10号中「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第11号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

様式第12号中「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第13号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

様式第14号中「届け出します」を「届け出ます」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

告 示

堺市告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第

1号の規定により告示する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和2年1月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社C L A N	大阪市西区北堀江一丁目1番18号	放課後等デイサービス	C L A N 堺	堺市堺区新在家町東4丁1番3号	2756020349

~~~~~

堺市告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（廃止日 令和元年12月31日）

| 設置者名称      | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類      | 事業所の名称    | 事業所の所在地         | 事業所番号      |
|------------|--------------------|------------|-----------|-----------------|------------|
| 株式会社ムーンリバー | 大阪市西区北堀江一丁目1番18号   | 放課後等デイサービス | C L A N 堺 | 堺市堺区新在家町東4丁1番3号 | 2756020281 |

|             |                |                      |         |               |            |
|-------------|----------------|----------------------|---------|---------------|------------|
| 社会福祉法人関西福祉会 | 堺市北区長曾根町1210-1 | 児童発達支援<br>放課後等デイサービス | なないろキッズ | 堺市北区金岡町3024-2 | 2756520215 |
|-------------|----------------|----------------------|---------|---------------|------------|

~~~~~  
堺市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 整理番号 別紙調書のとおり

2 路線名 別紙調書のとおり

3 起点終点 別紙調書のとおり

4 重要な経過地 別紙調書のとおり

市道 路線認定調書

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地	付記
t955	引野68号線	東区引野町3丁165番1地先 東区引野町3丁166番8地先		地元要望
^1041	原田26号線	西区原田91番7地先 西区原田91番9地先		"
§866	南花田67号線	北区南花田町347番9地先 北区南花田町348番5地先		"
#723	大饗41号線	美原区大饗85番3地先 美原区大饗87番8地先		開発に伴う寄付
#724	大饗42号線	美原区大饗83番4地先 美原区大饗83番6地先		"
t954	平尾70号線	美原区平尾1900番11地先 美原区平尾1899番1地先		"
7691	福田269号線	中区福田285番12地先 中区福田285番8地先		都市計画法第39条による帰属
#584	北条42号線	西区北条町2丁479番1地先 西区北条町2丁479番8地先		"
§865	美木多上101号線	南区美木多上991番6地先 南区美木多上997番9地先		"

~~~~~

堺市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

### 道路区域変更調書

| 路線名       | から<br>区間<br>まで    | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考      |
|-----------|-------------------|--------|--------------|-------|---------|
|           |                   |        | 幅員m          | 延長m   |         |
| 浜寺石津中16号線 | 西区浜寺石津町中3丁350番1地先 | 旧      | 1.97<br>3.43 | 20.95 | (八0073) |
|           | 西区浜寺石津町中3丁350番1地先 | 新      | 2.98<br>3.77 | 20.95 |         |

公 告

堺市公告第7号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第22条第3項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の指定管理者を指定したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

名 称 SAKA I 縁プロジェクト

(代表団体)

所在地 堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

名 称 公益社団法人堺観光コンベンション協会

(他の構成団体)

所在地 大阪市西区京町堀1丁目4番16号

名 称 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

(他の構成団体)

所在地 大阪市中央区難波5丁目1番60号

名 称 南海ビルサービス株式会社

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第8号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館日

令和2年2月18日（火）

2 休館施設

堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）

※駐車場を除く。

3 休館理由

観光案内展示室を含む全館を使用した自衛消防、防火訓練等の実施のため。

~~~~~

堺市公告第9号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第3項の規定に基づき、堺市原池公園野球場の指定管理者を指定したので、同条例第28条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪市中央区北浜4丁目1番23号

名 称 原池スポーツチャレンジ共同体

(代表団体)

所在地 大阪市中央区北浜4丁目1番23号  
名称 美津濃株式会社

(他の構成団体)

所在地 大阪市中央区北浜4丁目1番23号  
名称 ミズノスポーツサービス株式会社

(他の構成団体)

所在地 大阪市中央区備後町1丁目7番10号  
名称 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

所在地 堺市北区南花田町32番地1  
名称 利晃建設株式会社

## 2 指定の期間

令和2年1月20日から令和3年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第10号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第3項及び堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第15条第3項の規定に基づき、堺市家原大池体育館及び堺市みと堺グリーンひろばの指定管理者を指定したので、堺市公園条例第28条及び堺市スポーツ施設条例第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号
名称 スポーツタウン・堺パートナーズ

(代表団体)

所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号

名 称 コナミスポーツ株式会社

(他の構成団体)

所在地 大阪市中央区備後町1丁目7番10号

名 称 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

所在地 堺市東区日置荘西町3丁5番2号

名 称 株式会社アカツキ

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第11号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第16条第3項及び堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第15条第3項の規定に基づき、堺市立鴨谷体育館及び堺市荒山テニスコートの指定管理者を指定したので、堺市立体育館条例第17条及び堺市スポーツ施設条例第16条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪市中央区北浜4丁目1番23号

名 称 美津濃株式会社

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第12号

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成20年条例第47号）第16条第3項の規定に基づき、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの指定管理者を指定したので、同条例第17条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪市西区立売堀1丁目3番13号
名 称 ジェイズパークグループ

(代表団体)

所在地 大阪市西区立売堀1丁目3番13号
名 称 株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ

(他の構成団体)

所在地 堺市北区北花田町2丁188番地の2
名 称 ユニバール株式会社

(他の構成団体)

所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
名 称 日本管財株式会社

(他の構成団体)

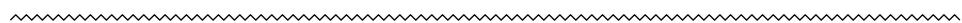
所在地 大阪市西区靱本町1丁目7番25号
名 称 一般社団法人大阪府サッカー協会

(他の構成団体)

所在地 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番1号
名 称 SFIリーシング株式会社

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで



堺市公告第13号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立東文化会館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

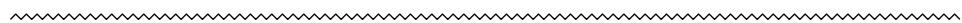
1 指定管理者

所在地 堺市堺区翁橋町2丁1番1号

名 称 公益財団法人堺市文化振興財団

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで



堺市公告第14号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立西文化会館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪市西区京町堀一丁目4番16号

名 称 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第15号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立梅文化会館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堀市堺区翁橋町2丁1番1号

名 称 公益財団法人堺市文化振興財団

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第16号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立美原文化会館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堺市堺区翁橋町2丁1番1号
名 称 公益財団法人堺市文化振興財団

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第17号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名    | 地番    | 幅員(M) | 延長(M) | 本数(本) |
|----|------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 指定 | 令和元年11月20日 | 堺宅地第P-300号 | 美原区菩提 | 776番6 | 5.7   | 37.88 | 1     |

~~~~~

堺市公告第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員(M)	延長(M)	本数(本)
指定	令和元年11月21日	堺宅地第P-301号	東区野尻町	391番2	5.7	26.67	1

堺市公告第19号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員(M)	延長(M)	本数(本)
一部廃止	令和元年12月5日	堺宅地第P-302号	美原区青南台二丁目	1197番766の一部	4.9	47.98	1

堺市公告第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区土塔町10番4から10番14まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~

堺市公告第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区上之410番1及び411番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区草部1420番地  
社会福祉法人日下会  
理事長 池尾 弘久

~~~~~

堺市公告第22号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市都市緑化センターの臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館日

令和2年1月21日（火）

※休館に係る工事の進捗状況により、上記以外の期間で休館する場合は、別に公告する。

2 休館理由

都市緑化センター受変電設備更新工事の施工に伴い、来館者への安全確保に配慮する必要があるため。

教育委員会公告

堺市教育委員会公告第1号

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）第22条第3項の規定に基づき、
堺市教育文化センターの指定管理者を指定したので、同条例第23条の規定により、次
とおり公告する。

令和2年1月10日

堺市教育委員会
教育長 中谷省三

1 指定管理者

所在地 東京都港区芝3丁目23番1号

名 称 JTBコミュニケーションデザイnergループ

(代表団体)

所在地 東京都港区芝3丁目23番1号

名 称 株式会社JTBコミュニケーションデザイン

(他の構成団体)

所在地 大阪市中央区難波5丁目1番60号

名 称 南海ビルサービス株式会社

(他の構成団体)

所在地 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

名 称 株式会社東急コミュニケーションズ

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市教育委員会公告第2号

堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号）第22条第3項の規定に基づき、堺市立みはら歴史博物館の指定管理者を指定したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

堺市教育委員会

教育長 中 谷 省 三

1 指定管理者

所在地 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

名 称 アクティオ株式会社

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで